

日出町シニアカー購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者又は障がい者の外出機会の拡大及び社会参加の促進を図ることを目的として、自操用ハンドル形電動車椅子（以下「シニアカー」という。）の購入に要する費用に対し、予算の範囲内において、日出町シニアカー購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、日出町補助金等交付規則（平成20年日出町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シニアカー 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条に規定する基準を満たす歩行補助車等であって、日本産業規格T9208に適合するハンドル形電動車椅子をいう。
- (2) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、同法第95条の6第1項に規定する有効期間を経過していないものをいう。
- (3) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、公安委員会に対し、全ての免許の取消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、日出町の住民基本台帳に記録されている者であって、第1号から第3号までの全てに該当し、かつ、第4号又は第5号のいずれかに該当するものとする。

- (1) シニアカーを購入し、自ら使用する者
- (2) 町税及びこれに準ずる納付金の滞納がない者
- (3) この要綱の他にシニアカーの購入に関する補助を受けていない者
- (4) 申請時に満70歳以上であって、かつ、自動車運転免許証を自主返納

した者又は運転免許証を保有していない者

- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けており、かつ、日常生活において歩行が困難である者

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、シニアカー本体及びその付属品の購入に要する経費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日出町シニアカー購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 仕様書又はカタログの写し
- (3) 身体障害者手帳の写し（第3条第1項第5号に該当する者に限る。）
- (4) その他町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、日出町シニアカー購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、日出町シニアカー購入費補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、請求するものとする。

- (1) シニアカーの購入に要した費用の領収書その他支払をしたことを証す

る書類の写し

(2) 納品証明書又は製造メーカー保証書の写し

(補助金の交付)

第9条 町長は、前条の補助金の請求を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の規定による補助金の交付は、1人1回限りとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けて購入したシニアカーは、取扱説明書等に基づき適正に管理しなければならない。補助金の交付目的に反した使用、貸付等を行ってはならない。

2 補助金の交付を受けて購入したシニアカーは、購入した日から起算して3年を経過するまでは、譲渡、売却、廃棄等の処分（以下「処分等」という。）を行ってはならない。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(3) 前条の規定に反する行為をしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、日出町シニアカー購入費補助金返還請求通知書（様式第4号）により、当該補助金の交付決定を受けた者に対して通知するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、
町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）
日出町シニアカー購入費補助金交付申請書

年 月 日

日出町長 様

申請者 住 所
氏 名
生年月日
電話番号

補助金の交付を受けたいので、日出町シニアカー購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

対象区分	1 満 7 0 歳以上の高齢者 2 身体障害者（肢体不自由）		
メーカー名		型式	
購入予定年月日	年 月 日	見積価格	円
購入予定業者	住 所 業 者 名 電話番号		
添付書類	1 見積書の写し（発行後 3 か月以内のものに限る。） 2 仕様書又はカタログの写し 3 障害者手帳の写し（対象区分 2 の場合に限る。）		
同意及び誓約 1 補助金の交付の要件審査のため、町税の納付状況、住民基本台帳の照会を行うことに同意します。 2 事故や怪我が発生した場合、町に対して一切責任を問いません。 3 裏面の内容に相違ないことを誓約します。			

(裏)

誓約

申請者（補助事業者）は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、申請者（補助事業者）が日出町と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有する等社会的に非難される関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している個人ではありません。

※ 日出町では、日出町暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者等に暴力団でない旨の誓約をお願いします。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

日出町長 印

日出町シニアカー購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次のとおり決定したので、日出町シニアカー購入費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

1 次のとおり決定する。

交付決定額	
留意事項 ・シニアカー購入後は、速やかに日出町シニアカー購入費補助金交付請求書を提出してください。 ・提出した書類に虚偽の記載があったとき、又は、購入した日から 3 年を経過する前に処分等の行為があったときは、補助金の全部又は一部の返還を求める場合があります。 ・事故にあったり怪我をしたりした場合、町は補償しません。	

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第 3 号（第 8 条関係）

年 月 日

日出町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

日出町シニアカー購入費補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付け、 第 号で交付決定のあった日出町シニアカー購入費補助金について、日出町シニアカー購入費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり請求します。

1 実績報告

メーカー名及び型番	
購入年月日	年 月 日
購入費用	円
補助金請求額	円
添付書類	・領収書の写し ・納品証明書の写し又は製造メーカー保証書の写し (型番がわかるもの)

2 振込先

金融機関名	支店名	口座種別	口座番号
口座名義（フリガナ）			

様式第 4 号（第 1 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

日出町長 印

日出町シニアカー購入費補助金返還請求通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定のあった日出町シニアカー購入費補助金について、日出町シニアカー購入費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり返還するよう命じます。

返還命令額	円
返還を命じる理由	
納付期限	年 月 日